

電波監理審議会令案参照条文

目次

○電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（抄）※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）による改正後……………1

○電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）（抄）……………5

○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和四年政令第……………号）（抄）……………6

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）……………7



○電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）（抄）※電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）による改正後

（電波の利用状況の調査）

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、調査区分（三百万メガヘルツ以下の周波数についての次の各号に掲げる無線局の種類ごとの当該各号に定める事項の別による区分をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）ごとに、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下この条及び次条第一項において「利用状況調査」という。）を行うものとする。

一 電気通信業務用基地局 周波数帯（三百万メガヘルツ以下の周波数を電波の特性その他の事項を勘案して総務大臣が定める周波数の範囲ごとに区分した各周波数をいう。次号及び第二十七条の十二第二項第三号において同じ。）

二 電気通信業務用基地局以外の無線局 周波数帯その他総務省令で定める事項

2 総務大臣は、利用状況調査を行ったときは、遅滞なく、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

3 総務大臣は、利用状況調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（電波の有効利用の程度の評価等）

第二十六条の三 電波監理審議会は、前条第二項の規定により利用状況調査の結果の報告を受けたときは、当該結果に基づき、調査区分ごとに、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向

その他の事情を勘案して、次に掲げる事項（第三項において「評価事項」という。）について電波の有効利用の程度の評価（以下「有効利用評価」という。）を行うものとする。

- 一 無線局の数
  - 二 無線局の行う無線通信の通信量
  - 三 無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況
  - 四 その他総務省令で定める事項
- 2 電波監理審議会は、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定め、これを公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
  - 3 前項に規定する有効利用評価の方法（電気通信業務用基地局に係るものに限る。）は、調査区分ごとに、各評価事項の評価の結果を表示する記号を付するとともに、これらの評価事項の全体の総合的な評価の結果を表示する記号を付することを内容とするものでなければならない。
  - 4 電波監理審議会は、有効利用評価を行ったときは、遅滞なく、総務大臣に対し、その結果を報告するとともに、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表しなければならない。
  - 5 電波監理審議会は、有効利用評価を行うため必要な限度において、免許人等に対し、報告又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。
  - 6 総務大臣は、有効利用評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
  - 7 総務大臣は、前項の規定による調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（設置）

第九十九条の二 電波及び放送法第二条第一号に規定する放送に関する事務の公平かつ能率的な運営を図り、この法律及び放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、総務省に電波監理審議会を置く。

(組織)

第九十九条の二の二 電波監理審議会は、委員五人をもつて組織する。

2 電波監理審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理する。

4 電波監理審議会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

第九十九条の三 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者、同条第二十七号に規定する認定放送持株会社、同法第五十二條第二項に規定する有料放送管理事業者、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者

(電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。)を設置する者に限る。)、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

(会議及び手続)

第九十九条の十 電波監理審議会は、会長を含む三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 電波監理審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項に定めるもののほか、電波監理審議会の会議の議事に関する手続は、総務省令で定める。

(必要的諮問事項)

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第七条第三項又は第四項の規定による基幹放送用周波数使用計画の制定又は変更、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)の作成又は変更、第二十七条の十二第一項の開設計針の制定又は変更、第二十七条の十三第二項の規定による開設指針の制定の要否の決定及び第七十一条の第二項の特定公示局の決定又は変更

三(五) (略)

2 (略)

(勧告)

第九十九条の十三 電波監理審議会は、有効利用評価に関する事項及び第九十九条の十一第一項各号に掲げる事項に関し、総務大臣に対して必要な勧告をすることができる。

2 総務大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会に報告しなければならない。

(政令への委任)

第九十九条の十五 この章に定めるもののほか、電波監理審議会の組織及び委員その他電波監理審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第五条第二項、第六条第三項第一号リ及び第五項第七号並びに第三百三条の二第四項第三号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第三条中放送法の目次、第七十一条の二第二項第一号及び第七十三条第二項第一号の改正

規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十四条の改正規定、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第七号又の改正規定（「第二項」を「第六項」に改める部分を除く。）を除く。）、「同法第九十七条第二項及び第百三条の改正規定、同法第一百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条及び第百十六條の三の改正規定、同条を同法第一百六条の四とし、同法第一百六条の二を同法第一百六条の三とし、同法第五章第二節第二款に一条を加える改正規定、同法第一百六条の六の改正規定、同法第五章第二節第三款同条を同法第一百六条の七とし、同法第一百六条の五を同法第一百六条の六とし、同法第一百六条の四を同法第一百六条の五とする改正規定、同法第二百五条の改正規定、同法第五十九条の改正規定（同条第二項第五号チの改正規定（「第二項」を「第六項」に改める部分を除く。）を除く。）、「同法第一百六十条第二号及び第百六十一条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十六条及び第百七十七条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定（「収支予算等の認可」の下に「、第七十三条の第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）」を加え、「第百十六條の三第一項」を「第百十六條の四第一項」に改める部分に限る。）、「同項第四号の改正規定（「第百十六條の四第五項」を「第百十六條の五第五項」に、「第百六十六條第二項」を「第百六十六條第六項」に改める部分に限る。）、「同項第五号の改正規定（「支配関係」の下に「、第六十四條第四項（割増金の額に係る倍数）」を加える部分を除く。）、「同法第百九十一条第一項に二号を加える改正規定並びに同法第百九十三条第一号の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和四年政令第 号）（抄）

内閣は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年十月一日とする。

○総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（抄）

（総合通信基盤局に置く課等）

第九十一条 総合通信基盤局に、電気通信事業部及び電波部に置くもののほか、総務課を置く。

2・3 （略）

（総務課の所掌事務）

第九十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合通信基盤局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 電波監理審議会の庶務に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、総合通信基盤局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。